平成30年度 八戸工業大学 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕※必要事項を記入または入力し、該当箇所に図してください。

ふりがな		女子久で記			O(IIX =	生	11000	. \ /2 C	. • •					
氏 名			··············	<u> </u>		年月	昭和	年	月		H		顔写真)	\
	(〒 一) 都道府県										$36\sim40$ $24\sim30$			
連絡先	(TEL) — — (携帯) — —										1	'nш		
	(E-mail)													
	(勤務校(園))													
受講対象者 の区分	①幼稚園・小学村 義務教育学校・ 中等教育学校・ 校・幼保連携型 園に勤務してし 員・教育の職に	□ 校 教 養 主 実	□ 養護教諭□ 養護助教諭□ 主幹保育教諭□ 指導保育教諭□ 保育教諭□ 財保育教諭□ 実習助手□ 寄宿舎指導員□ 学校栄養職員□ 養護職員									数諭		
※①~⑤の中から該当する区分 に記入してくだ		(性節	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)											
さい。	③教員勤務経験者	(任命	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)											
	④認定こども園及 設置する認可を	所の保育: 勤務する(・ ・の保育士/幼稚園と同一の設置者が 務する保育士 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					<u>;</u>)						
	⑤その他	(勤務	(勤務先) (職名)											
	る免許状についる 入してください										お持	ちの免訟	F <u>状</u>	
	免許状の種類		科·特別才			My - T		与年月1			:	有効期間σ	満了の日	*
								年	月	日	平成	年	月	日
								年	月	日	平成	年	月	日
								年	月	日	平成	年	月	日
	午状が上記以外にある D満了の日」欄は、新													
修了確認期限	(旧免許状所持者)									平	成	年	月	日
有効期間の満つ	※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入 「													
次後数の利兄品	†仏を別待している4	あらは、取も姓	≝い/向 」ロ・	で記入								•		
	望講習について記			※「免	許状更新詞				6確認事項	につ	ハて」			
	領域 受講希望 講習の名称 開設日 □ 受講する 【選択必修】 平成30年10月21日(日)								日)					
選択必修領域講習 「大きれの形別」 「大きれの形別」 「大きれの形別」 「大きれの形別」 「大きれの形別」 「大きれの形別」 「大きれの形別」 「大きれるのでは、」」 「大きれるのでは、「ないないでは、「ないないでは、「ないないないでは、「ないないないでは、「ないないないない。」」」 「これないないないないないないないないない。」」 「これないないないないないないないないないないないないないないないないないないない														
〇 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。														
障害の種類・	程度・症状等													
希望する配慮	希望する配慮・支援内容													

(別紙)

免許状の種類	教科·特別支援教育領域等	授与年月日				有効期間の	の満了の日	3
		年	月	日	平成	年	月	日
		年	月	田	平成	年	月	日
		年	月	П	平成	年	月	田
		年	月	日	平成	年	月	日
		年	月	田	平成	年	月	日
		年	月	П	平成	年	月	田
		年	月	田	平成	年	月	日
		年	月	田	平成	年	月	日
		年	月	日	平成	年	月	日
		年	月	日	平成	年	月	日

〔証明者記入様式〕

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。 (証明書類の添付でも可)

,	,	557	=±	*	١
- (⇁	誧	石	

ふりがな	生				
氏 名	年月日	昭和	年	月	日

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「〇」を付けてください。

受講対象者の区分							
	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師)(免許法第9条の3Ⅲ①)						
	校長(園長) 、副校長(副園長) 、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員(免許状更新講習規則第9条I(1))						
教育職員・ 教育の職	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条I②)						
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条 I ③)						
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ④)						
	教員採用内定者 (免許法第9条の3Ⅲ②)						
教員採用内	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)						
定者・ 教員採用内 定者に準ず	認定こども園及び認可保育所の保育士 (免許状更新講習規則第9条 II ②)						
る者	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 (免許状更新講習規則第9条 II ②)						
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等) (免許状更新講習規則第9条 II ③)						

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に 規定する受講対象者であることを証明する。

~ m » .	H (0) 0		,1,00		
— _b		_	_		
平成	年	月	日		

(機関名・役職名)

証 明 者 名

(氏 名)

印

様式 1 (参考)

〇所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	免許状の種類 教科・特別支援教育領域等		授与年月日			有効期間の満了の日			
幼稚園教諭(普通) 専修・一種・二種免許状		昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日
小学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	(特別のみ) 国語、社会、算数、理科、生活、 音楽、図画工作、家庭、体育	昭和・平成	年	月	B	平成	年	月	日
中学校教諭(普通・特別)専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、保健、技術、家 庭、職業、職業指導、職業実習、 外国語(英語、ドイツ語、フラン ス語その他の外国語)、宗教	昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	П
高等学校教諭(普通・特別) 専修・一種免許状	国語、衆大学では、大学が、大学では、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が	昭和・平成	年	月	В	平成	年	月	日
	視覚障害者、聴覚障害者、知的障 害者、肢体不自由者、病弱者	昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日
	理療、理学療法、音楽、理容、特 殊技芸(美術、工芸、被服)	昭和・平成	年	月	B	平成	年	月	日
	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢 体不自由教育、言語障害教育	昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日
養護教諭(普通) 専修・一種・二種免許状		昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日
栄養教諭 (普通) 専修・一種・二種免許状		平成	年	月	日	平成	年	月	日

〇旧免許状と新免許状の見分け方〔受講者本人確認用〕

<旧免許状>

平成21年3月31日まで(教員免許更新制が導入される前まで)に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。 ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修 了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

<新免許状>

平成21年4月1日以降(教員免許更新制の導入後)に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い 「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

- ※ もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。
- ※ 免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日(複数の新免許状を 所持する場合は最も遅い日に統一された日)の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより 前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

〇免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について〔受講者本人確認用〕

] 改正前(平成28年3月まで、以下同じ)の必修領域講習(12時間)の履修認定を受けた者は、改正後(平成28年4月から、以下同じ)の必修領域講習(6時間)及び選択必修領域講習(6時間)を <u>あらためて受講する必要はありません</u> 。(ただし、所定の期間内の履修認定に限る。)(※注)
改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、 <u>同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。(ただし、所定の期間内の</u> 履修認定に限る。)(※注)
」 <u>必修領域講習</u> は、免許状の更新手続において、 <u>必修領域講習としてのみ使用</u> できます <u>選択必修領域講習</u> は、免許状更新手続において、 <u>選択必修領域講習としてのみ使用</u> できます <u>選択領域講習</u> は、免許状更新手続において、 <u>選択領域講習としてのみ使用</u> できます

(※注)免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、

(いずれも、他の領域への振替えはできません)。

- <u>改正前の必修領域講習(12時間)の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習(6時間)と選択必修領域講習(6時間)の履修認定を受けた者とみなします。</u>
- \underline{O} 改正前の選択領域講習 $(6\sim1~8$ 時間) の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習 $(6\sim1~8$ 時間) の 履修認定を受けた者とみなします。
- ※ 平成30年5月31日までに修了確認を受ける者までは、該当する可能性があります。

〇受講対象者の証明方法について[証明者記入様式]

○文語対象名の証明方法についてt証明名配入体式」 							
	受講対象者の区分		証明の方法(※注)				
	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会				
	調、食暖切み調、木食物調、工料味自教調、指導味自教 諭、保育教諭、助保育教諭、講師) (免許法第9条の3Ⅲ①)	国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長				
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿 舎指導員、学校栄養職員、養護職員	私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長				
教育職員・ 教育の職	(免許状更新講習規則第9条 I ①)	共同調理場に勤務 する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会				
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(第9条I②)	任命権者の証明					
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として 者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ③)	任命権者又は雇用者の証明					
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9	その者の任命権者・雇用者の証明					
	教員採用内定者 (免許法第9条の3Ⅲ②)	任用又は雇用予定の者の証明					
	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	任用又は雇用していた者の証明					
教員採用内 定者・ 教員採用内	認定こども園及び認可保育所の保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の長の証明					
定者に準ず る者	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務す (免許状更新講習規則第9条 II ②)	当該施設の設置者の証明					
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載 講習規則第9条II③)	任用又は雇用する可能性がある者の証 明					
()1())	・ 江田老については例こでもは 英港中上32.1.4.4.5.2.2.0.1.会約						

(※注) 証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。 (例えば、現職 の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。)